

さわの保育園運営管理規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 社会福祉法人竹の子福祉会が設置経営するさわの保育園(以下「保育所」という。)の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この規程は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号)及び保育指針(平成20年厚生労働省告示第114号)等の関係法令に基づき、保育所において入所児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な保育所運営が確保されることを目的として必要な事項を定めるものとする。

第2章 職員及び職務内容

(職 員)

第3条 保育所に次の各号に掲げる職員を置き、その定数は当該各号に定めるものとする。ただし、必要に応じて定員を超えた職員を置くことができる。

- (1) 施設長
- (2) 主任保育士
- (3) 保育士 11名以上
- (4) 調理員 2名以上
- (5) 事務員 0名以上
- (6) 嘱託医 医科 1名
歯科 1名

(職務内容)

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長

保育所の運営全般に関する指揮監督、職員の指揮監督、給食の監督及び緊急時、非常災害対策に関する指揮監督

(2) 主任保育士

施設長業務の補佐、保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成と指導、保健衛生に関する計画策定と指導

(3) 保育士

入所児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検

(4) 調理員

給食調理員業務、献立表の作成整理、炊具食器の整備保管

(5) 事務員

保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務

(6) 嘱託医

入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導

第3章 入所および退所

(定員)

第5条 保育所の定員は、3歳未満児30名(内0歳児8名)、3歳以上児50名(内3歳児15名、4・5歳児35名)、計80名とする。

(入所)

第6条 入所は、利用申込者(児童福祉法第24条第5項の児童を含む。)の内、児童福祉法第24条の規定に基づき市町村長が入所決定した者とする。なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令第39号)(以下「運営基準政令」という。)第5条第1項に規定する事項を記載した文書(同条第2項による「電磁的方法」による場合を含む。)により説明し、利用申込者の同意を得なければならない。

(退所)

第7条 施設長は、次の各号に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て退所させることができる。

- (1) 保護者が退所を申し出たとき。
- (2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
- (3) その他、入所を継続することが適当でないとき。

(利用者負担)

第8条 利用者負担額は、児童在住の市町村が当該市町村の定める基準により徴収する

2 第1項に定める利用者負担額のほか、運営基準政令第13条3項の規定に基づき、給食に要する経費として、別に定める基準により計算した以下の額を別途徴収することができる。

月額主食費 1,000円(3歳以上)

(特別保育利用料)

第9条 特別保育に要する利用者負担額については各号のとおりとする。

(1) 延長保育

第10条に定める保育時間を超えて保育をした児童に係る利用料については以下のとおりとする。

月額利用料 3,000円

第4章 入所児に対する処遇

(保育時間)

第10条 平常の保育時間は午前8時から午後5時までとし、保護者に特別の事情がある場合には、午後7時まで保育時間を延長する。

(休日)

第11条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12月29日から1月3日まで

(方針)

第12条 入所児の保育に当たっては、児童福祉法の理念及び保育指針に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入所児の国籍、身上、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第13条

職員は、園児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(給食)

第14条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法については、栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

(健康管理)

第15条 入所児には、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、記録しておかななければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、乳児担当保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

- 3 入所児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者及び市町村長に速やかに報告しなければならない。

(入所児の生活)

第16条 保育所の構造設備は、採光、換気等入所児の保健衛生を考慮したものとともに、危険防止に十分な処置を講じなければならない。

- 2 入所児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。

(2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒すること。

(保護者との連絡)

第17条 施設長は、入所児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第18条 施設長は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、入所児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

第5章 非常災害対策

(防災対策)

第19条 施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所児の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練については少なくとも毎月1回行うものとする。

- 3 施設長は、非常災害に備えて、次の対策を講じなければならない。

(1) 次に掲げる防災設備について、常に使用できるように整備しておくこと。

ア 消火器、防火用水等の消火設備

イ 非常口等の避難設備

ウ 火災報知器等の警報設備

(2) 防災設備、火気取扱場所等の点検を次により実施すること。

ア 防災設備

イ 火気取扱場所及びその隣接場所 毎回

(3) 非常災害に対処するための組織及び活動体制を整えること。

(非常災害・緊急時等の対応)

第20条 非常災害発生時・緊急時は、児童の安全確保を第一とし、別に定める「消防計画」「非常災害時対応計画」、「緊急時対応計画」（「以下対応計画等」という。）に基づき、各職員があらかじめ定められた職責に応じて適切に対応するものとする。なお、発生時等に上位の職にあるものが不在の場合、各職員の判断により行動できるものとする。

2 施設長は、前項に定める「対応計画等」を最新のものとなるよう、必要に応じて見直さなければならない。また、施設長は、非常災害時等に円滑な対応が可能となるよう、職員に対して適切な訓練・研修を行うものとする。

3 職員は、常に最新の「対応計画等」の内容を確認し、必要な対応が行えるようにしなければならない。

第6章 雑 則

（その他の事項）

第21条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

（改 正）

第22条 この規程を改正するときは、社会福祉法人竹の子福社会理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。